

消防危第 29 号
平成 6 年 3 月 29 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

給油取扱所に設置される充電設備の技術上の基準等に 係る運用上の指針について(通知)

低公害自動車である電気自動車の普及のため、電気自動車に充電を行う設備(以下「充電設備」という。)の整備が促進されており、その一環として充電設備の給油取扱所への設置が見込まれるところである。

今般、充電設備について、下記のとおり技術上の運用基準を定めたので、当分の間、これにより運用されるようお願いする。

なお、貴職におかれでは、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

第 1 定義・位置づけ

1 充電設備とは、充電機器(充電ケーブルにより電気自動車に直接充電するための機器)、蓄電池及び充電器(電力蓄電用の蓄電池に充電するためのもの)からなるものをいうものであること。

2 充電設備は、危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第 25 条の 5 第 1 項及び第 2 項第 2 号の自動車等の点検・整備を行う設備に該当すること。

3 充電設備が設けられた建築物の用途は、規則第 25 条の 4 第 1 項第 3 号の自動車等の点検・整備を行う作業場の用途に該当すること。

第 2 位置、構造及び設備に係る技術上の基準

1 充電設備に関する事項

(1) 充電機器は、「蓄電池設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 2 号)第 2、3 の例によるものとすること。

(2) 蓄電池及び充電器は、キュービクル式とし、「蓄電池設備の基準」の例によるものとすること。

(3) 見やすい箇所に充電設備である旨の表示をすること。なお、充電設備の機器等が分離して設置される場合にあっては、それぞれの機器等に表示すること。

2 充電する場所に関する事項

(1) 建築物の床又は壁で区画された部分に充電整備を設ける場合

ア 充電機器の周囲に、電気自動車に直接充電するための専用の場所を保有すること。

イ アの専用の場所は、電気自動車がはみ出さない大きさを有するものとし、かつ、その範囲を明示すること。

ウ 建築物の床又は壁で区画された部分には、可燃性ガスを屋外に排出する整備を設けること。

(2) 屋外の部分又は建築物の床又は壁で区画されていない部分に充電設備を設ける場合

ア 規則第 25 条の 5 第 2 項第 2 号イに適合すること。

イ 充電機器の周囲に、電気自動車に直接充電するために必要な空地を給油空地及び注油空地以外の場所に保有すること。

ウ イの空地は、電気自動車がはみ出さない大きさを有するものとし、かつ、その範囲を明示すること。

第 3 取扱いに係る技術上の基準

1 充電設備の取扱いは、給油取扱所の係員の管理下で行うこと。

2 電気自動車の一部又は全部が第 2、2(1)アの専用の場所又は(2)イの空地からはみ出たままで充電しないこと。